

保存活用計画改訂のポイント

1 背景

- 平成 26 年度 『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』策定
- 平成 28 年度 乳岡古墳 追加指定（範囲拡大）
- 平成 29 年度 『国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第 1 期）』
- 平成 30 年度 御廟山古墳内濠 追加指定
- 平成 31 年度 ニサンザイ古墳内濠 追加指定
- 令和元年度 第 43 回ユネスコ世界遺産委員会において「百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－」として世界遺産一覧表に記載

※世界遺産委員会決議 43COM 8 B.18 の 4.c)

- c)史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値 (OUV) の保護との間の整合性を確実に担保すること

2 改訂のポイント

(1) 追加指定情報の加筆

- 乳岡古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠の図面追加
- 平成 25 年以降の調査成果と追加指定 2 基の調査成果を掲載

(2) 史跡を構成する諸要素の再整理

- 史跡を構成する諸要素を再整理し、「史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素」に新たな価値評価として顕著な普遍的価値を構成する要素（墳丘視点場からの眺望、今も残る古墳間の見通し、祭祀、参拝）を追加する。

※世界遺産委員会決議で示された「顕著な普遍的価値の言明」を百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局が整理し、顕著な普遍的価値を伝達する属性を構成する具体的な要素を特定（資料 2-1 別紙「顕著な普遍的価値を構成する要素」）

→既存の「保存管理計画」で示した史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素を基本とする。

→新たに追加された「今も残る古墳間の見通し」などの要素について、史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素に追加する。

(3) 整備方針の修正について

- ・現況の変化や世界遺産登録での追加的勧告を受けて、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用するために整備方針を再検討する。